解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年六月二十七日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

福岡県北九州市小倉北区許斐町一番地

新日鐵住金小倉労働組合

清算人　福島　昭一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年九月十六日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

北海道名寄市大通南一丁目一番地

名寄市土地開発公社

代表清算人　佐々木雅之

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年六月二十二日開催の総会の決議により解散し、平成二十六年八月二十二日付福島県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

福島県郡山市田村町田母神字古作一七番地

清算法人郡山市田母神土地改良区

清算人代表　平栗　一男

解散公告（第二回）

当組合は平成二十六年八月二十九日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

東京都中央区八丁堀二丁目二〇番九号京橋第八長岡ビル八階　東海興業労働組合

清算人　村松　喜広

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十六年九月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県熊谷市弥生二丁目六三番地

医療法人社団吉田眼科医院

清算人　氏家千恵子

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

東京都中央区新富一丁目一三番二一号

日本総合商品販売業厚生年金基金

代表清算人　飯田　勧

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月十二日責任役員会の決議並びに鳥取県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

鳥取県東伯郡琴浦町八橋九二一番地

宗教法人大日寺

清算人　城光寺照進

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十六年九月八日広島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

広島県江田島市江田島町小用二丁目三番一一号

医療法人社団真次医院

清算人　真次　康雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十六年九月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県吉川市木売一丁目五番三号吉川情報サービスセンター五階　吉川総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森山　健次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道深川市六条一五番、最後の住所北海道深川市六条一五番一三号

被相続人　亡　清水　幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

北海道深川市新光町一丁目三番二二号

相続財産管理人　青木　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区高松三丁目一三番地二〇、最後の住所福島県福島市東中央一丁目一五番地の二地産マンション東中央五〇四号

被相続人　亡　斎藤　正晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

福島県福島市北五老内町一番三号法曹ビル三〇五号　相続財産管理人　菅野　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市白岩三五九番地、最後の住所群馬県高崎市上佐野町七一九番地九

被相続人　亡　瀬下　昌利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

群馬県高崎市檜物町一一二番地

相続財産管理人　弁護士　横地　宏紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字下間久里四五九番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大塚みよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県吉川市木売一丁目五番三号吉川情報サービスセンター五階　吉川総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森山　健次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字原市場五七三番地二、最後の住所埼玉県入間市大字野田一三七四番地

被相続人　亡　浅見　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県東松山市松葉町二丁目一番一三号

東松山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五十川剛俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市八潮七丁目四四番地一一、最後の住所埼玉県八潮市八潮三丁目二二番地一六

被相続人　亡　小倉千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

埼玉県草加市谷塚町六一五番地関昌央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　昌央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市宮本六丁目一九一〇番地、最後の住所千葉県船橋市宮本六丁目二六番一四号

被相続人　亡　鈴木　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日

事務所千葉市中央区本千葉町一―一　日土地千葉中央ビル一〇階　村上・湊法律事務所　相続財産管理人　弁護士　湊　弘美